

雌阿寒岳火山防災計画

参 考 資 料

- (1) 噴火警戒レベル・噴火シナリオ・火山防災の日
- (2) ハザードマップ
- (3) 雌阿寒岳噴火対応に係る防災関係機関連絡先一覧
- (4) 避難場所一覧
- (5) ヘリコプター着陸可能地
- (6) 避難道路
- (7) 各噴火警戒レベルにおける応急対策
- (8) 雌阿寒岳火山防災協議会規約・雌阿寒岳火山防災協議会運営要綱

雌阿寒岳火山防災協議会

(1)

- ・ 噴火警戒レベル
- ・ 噴火シナリオ
- ・ 火山防災の日

雌阿寒岳噴火警戒レベル周知用リーフレット表面(気象庁)

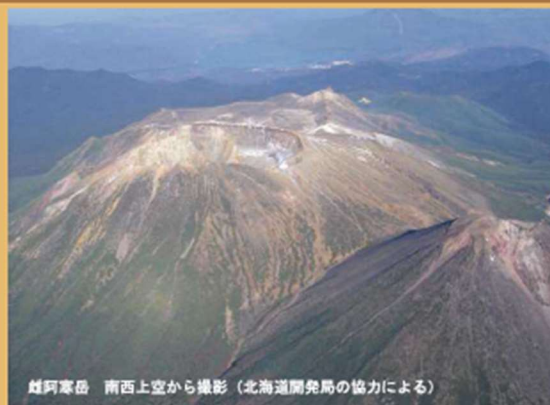
雌阿寒岳の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する

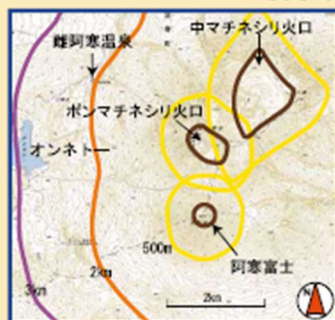
噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



雌阿寒岳 南西上空から撮影（北海道開発局の協力による）

雌阿寒岳 噴火警戒レベルと必要な防災対応



この図は国土院発行2万5千分の1地形図「雌阿寒岳」「オンネト」を使用して作成。
 ■ 噴火警戒レベルに応じて、下記のような防災対応が必要になります。
 ■ 各レベルの具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、地元市町村にお問い合わせください。
 ※ 雌阿寒岳の噴火警戒レベルは地元自治体等と調整して作成しました。

- | | |
|---|---|
| レベル5（避難） | ： 内（積雪期はを含む）からの避難 |
| レベル4（高齢者等避難） | ： 内（積雪期はを含む）での高齢者等避難 |
| レベル3（入山規制） | ： 状況に応じ、各想定火口から約3km以内（内）や約2km以内（内）の立入規制 |
| レベル2（火口周辺規制） | ： 状況に応じ、各想定火口から約500m以内（内）の立入規制 |
| レベル1（活火山であることに留意） | ： 状況に応じ、各想定火口内やその近傍への立入規制 |
| 想定火口 | ： 想定火口 |
| 積雪期の大量噴火時、融雪型泥流の影響を受ける可能性がある区域（火砕流と重なる部分は表示を省略） | ： 積雪期の大量噴火時、融雪型泥流の影響を受ける可能性がある区域（火砕流と重なる部分は表示を省略） |
| 大噴火で火砕流が到達する可能性がある区域 | ： 大噴火で火砕流が到達する可能性がある区域 |
| 火砕流の外側で火砕サージが到達する可能性がある区域 | ： 火砕流の外側で火砕サージが到達する可能性がある区域 |
- 雌阿寒岳噴火警戒レベルから版（平成11年8月）及び足寄町雌阿寒岳防災マップ（平成12年1月）の危険区域予測図等に基づき作成した。



この図は、国土院発行の20万分の1地形図「新見」「北見」「網走」を使用して作成しています。



本用紙は、植物性インクを使用しています。



札幌管区気象台 地域火山監視・警報センター
 TEL: 011-611-2421 <https://www.data.jma.go.jp/sapporo/>
 釧路地方気象台
 TEL: 0154-31-6146 <https://www.data.jma.go.jp/kushiro/>
 網走地方気象台
 TEL: 0152-43-4349 <https://www.data.jma.go.jp/abashiri/>

【留意事項】

- ・ レベル 2, 3 における規制範囲を 500m、2 km、3 kmとしたのは、あくまで防災対応の目安であり、噴火の規模によっては更に範囲が拡大する場合も考えられる。
- ・ 噴火警戒レベルを発表する時点で、噴火の規模を確定できているわけではない。

雌阿寒岳噴火警戒レベル周知用リーフレット裏面(気象庁)

平成20年12月16日運用開始

雌阿寒岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (色コード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●大噴火が発生し、火砕流や積雪期には融雪型火山泥流が居住地域まで到達、多量の軽石や火山灰が風下側の広範囲に堆積、あるいはそのような大噴火が切迫している。 過去事例 約1万3千年前
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●火砕流や積雪期には火砕流に伴う融雪型火山泥流が居住地域に到達するような大噴火の発生が予想される。 過去事例 観測事例なし(約6千年前、約9千年前のような中噴火が発生し、さらに噴火の規模が拡大して大噴火に至る兆候がみられる場合、あるいは火砕流や融雪型泥流の影響が居住地域に及ぶ可能性がある場合)
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●中噴火が発生し、「大きな噴石」が2~3kmまで飛散、火砕流が一部の谷地形に沿って数km流下、積雪期には融雪型火山泥流が発生、軽石や火山灰が風下側山麓に堆積、あるいは溶岩流が流下。 過去事例 約6千年前、約9千年前 ●小噴火が発生し、「大きな噴石」が2~3kmまで飛散、火山灰等が風下側の山麓に堆積。 過去事例 約400年前、約700年前 ●ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)が発生し、「大きな噴石」が1~2kmまで飛散、火山灰等が風下側の山麓~山麓に降下。 過去事例 1959年8月、1956年5~6月 ●地震増加や地殻変動等により、中噴火、小噴火、ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)の発生が予想される。 過去事例 観測事例なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	●ごく小さな噴火が発生し、「大きな噴石」が火口周辺(約500m)に飛散。 過去事例 2006年3月21日、1998年11月、1996年11月、1988年1~2月等、20世紀中に発生したごく小さな噴火の大群 ●地震活動や熱活動の高まり等により、ごく小さな噴火の発生が予想される。 過去事例 2006年2月18~20日、3月11~12日：微小地震多発、微動発生 1999年：ボンマチネシリ96-1火口で急激な温度上昇 1996年8~9月：微小地震多発、1987年12月：地震増加
予報	噴火予報	火口内等	1 (火口内等警戒)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内や火山区の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。

※ 「大きな噴石」とは、概ね20~30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

※ 大噴火とは、噴煙が火口直上に1万m以上上がり、火砕流が広範囲に流下し、積雪期には火砕流に伴う大規模な融雪型泥流が発生するような噴火。

※ 中噴火とは、噴煙が火口直上に3千~1万mまで上がり、「大きな噴石」が火口から2~3kmまで飛散し、場合により火砕流が谷地形に沿って流下または溶岩流が流下し、積雪期に火砕流が発生した場合には融雪型泥流が発生するような噴火。

※ 小噴火とは、噴煙が火口直上に2千~6千mまで上がり、「大きな噴石」が火口から2~3kmまで飛散するような噴火。

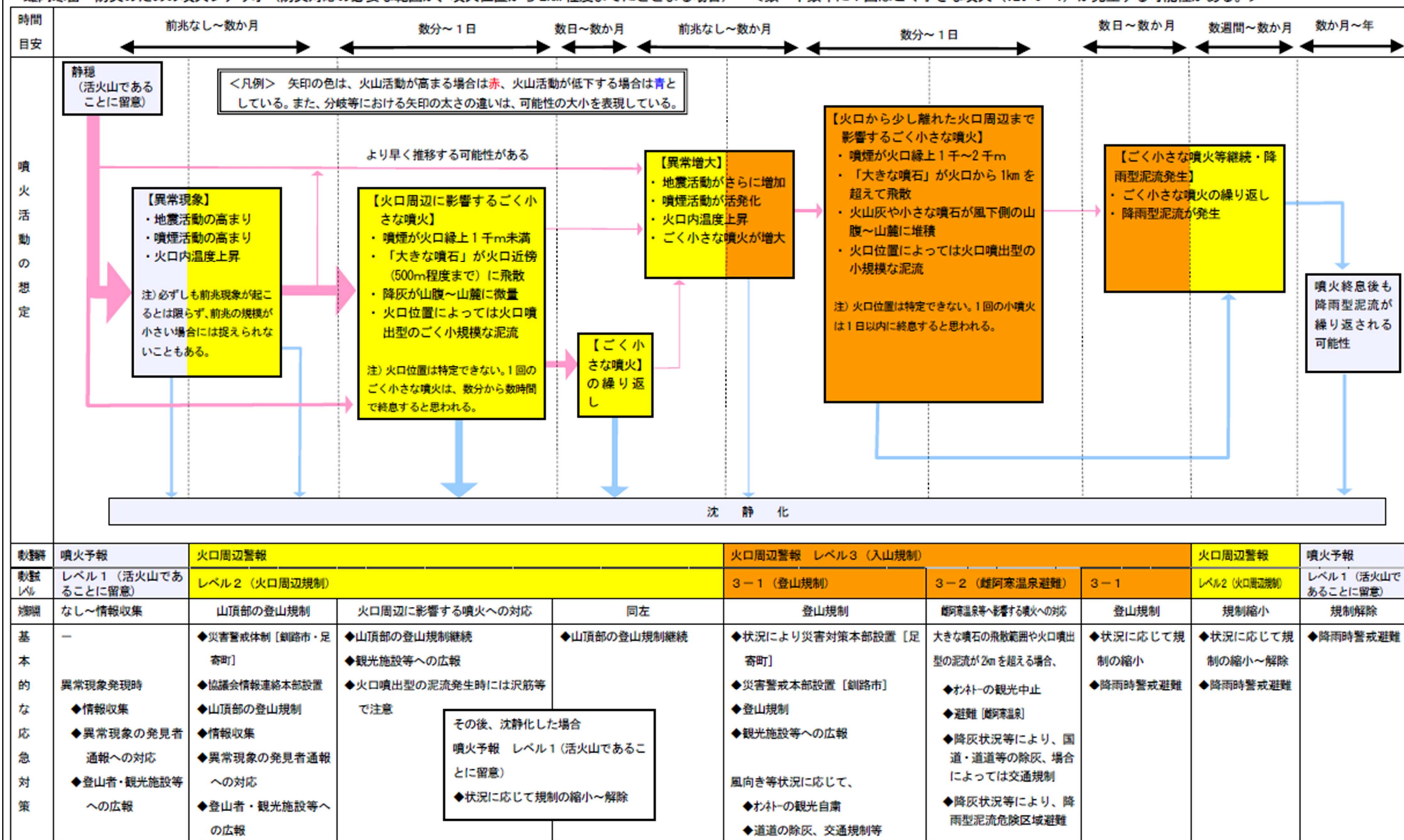
※ ごく小さな噴火とは、噴煙が火口直上に数百~2千mまで上がり、大きな噴石が火口から数百~2kmまで飛散するような噴火。

この噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、関係する地元市町村にお問い合わせください。


気象庁
 Japan Meteorological Agency
 令和3年12月

- 【留意事項】
- レベル 2, 3 における大きな噴石の飛散範囲を 500m、1~2 km、2~3 kmとしたのは、あくまで防災対応の目安であり、噴火の規模によっては更に範囲が拡大する場合も考えられる。
 - 噴火警戒レベルを発表する時点で、大噴火、中噴火、小噴火など、噴火の規模を確定できているわけではない。
 - 過去の事例では 4, 5 になる噴火は稀だが、将来的にはいつ大規模な噴火が発生するかわからない。

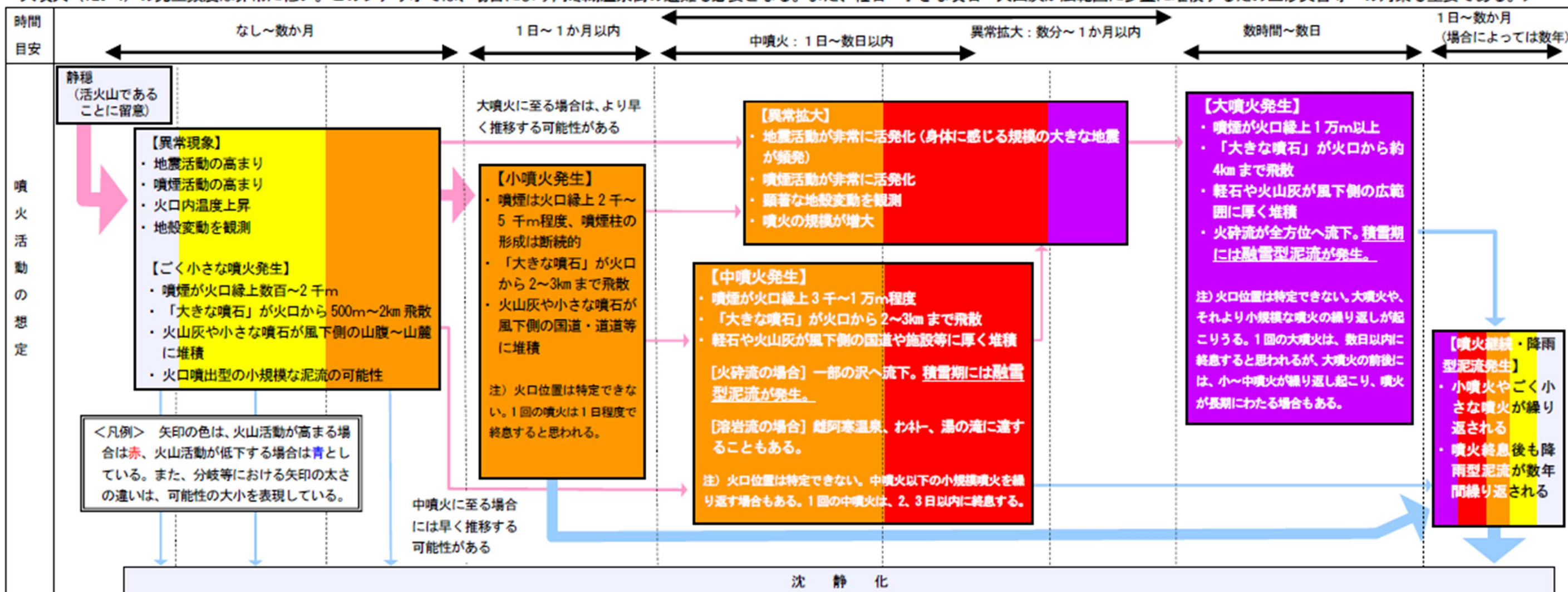
雌阿寒岳 防災のための噴火シナリオ（防災対応の必要な範囲が、噴火位置から2km程度までにとどまる場合） <数～十数年に1回はごく小さな噴火（VEI:0～1）が発生する可能性がある。>



注1) 火山活動は一足飛びに急速に高まることもあり、噴火警戒レベルが順を追って一段ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。

注2) 本資料中の「大きな噴石」とは、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

雌阿寒岳 防災のための噴火シナリオ（広い範囲での防災対応が必要な場合） <数百年に1回は小噴火（VEI:1~2）が、数千年に1回は中噴火（VEI:3）が発生する可能性がある。1万2千年前に起こったような大噴火（VEI:4）の発生頻度は非常に低い。このシナリオでは、場合により阿寒湖温泉街の避難も必要となる。また、軽石・小さな噴石・火山灰が広範囲に多量に堆積するため土砂災害等への対策も重要である。>



避難	噴火予報	火口周辺警報	火口周辺警報 レベル3（入山規制）	噴火警報	噴火警報	噴火警報	噴火警報	噴火警報
避難	レベル1（活火山であることに留意）	レベル2（火口周辺規制）	3-1~2（ごく小さな噴火対応）	3-3（小噴火の影響範囲規制）	3-4（中噴火の影響範囲規制）	レベル4（高齢者等避難）	レベル5（避難）	レベル5→4→3→2→1
避難	—	山頂部の登山規制	登山規制等	小噴火への対応	中噴火への対応	阿寒湖温泉等の高齢者等避難	阿寒湖温泉等の避難	大噴火への対応
基本的な応急対策	異常現象発現時 ◆情報収集 ◆異常現象の発見者通報への対応 ◆登山者・観光施設等への広報	◆災害警戒体制〔釧路市・足寄町〕 ◆協議会情報連絡本部設置 ◆山頂部の登山規制 ◆情報収集 ◆異常現象の発見者通報への対応 ◆登山者・観光施設等への広報	◆状況により災害対策本部設置〔足寄町〕 ◆災害警戒本部設置〔釧路市〕 ◆登山規制 ◆観光施設等への広報 ◆オンネットの観光中止〔3-2〕 ◆避難〔雌阿寒温泉〕〔3-2〕	◆登山規制やオンネットの観光中止、雌阿寒温泉の避難を継続 ◆降灰状況等により、国道・道道等の除灰 ◆降灰状況等により、降雨型泥流危険区域の避難 ◆積雪期には、中噴火による融雪型泥流の危険区域で高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備	◆状況に応じて、さらに広域の立入規制、通行規制、営林作業の中止等 ◆積雪期には、中噴火による融雪型泥流の危険区域からも避難 ◆高齢者等の要配慮者の避難準備〔阿寒湖温泉等〕 ◆避難所の開設準備 ◆降雨型泥流危険区域の避難	◆災害対策本部設置〔釧路市〕 ◆高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備〔阿寒湖温泉等〕 ◆積雪期には、大噴火による融雪型泥流の危険区域でも高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備 ◆降雨時警戒避難	◆避難〔阿寒湖温泉等〕 ◆積雪期には、大噴火による融雪型泥流の危険区域からも避難 ◆降雨時警戒避難	◆降灰状況に応じて、さらに広域の避難準備または避難 ◆土砂災害危険区域の再設定 ◆降雨時警戒避難
避難	—	—	—	—	—	—	—	規制縮小～解除
避難	—	—	—	—	—	—	—	火山活動状況に応じて、順次規制を緩和 ◆土砂災害危険区域の再設定 ◆降雨時警戒避難 ◆復興

注1) 火山活動は一足飛びに急速に高まることもあり、噴火警戒レベルが順を追って一段ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。

注2) 本資料中の「大きな噴石」とは、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

～雌阿寒岳火山防災協議会～

8月26日は「火山防災の日」

8月26日が「火山防災の日」となりました。

明治44年8月26日、日本初の火山観測所が設置され観測が始まった日です。「火山防災の日」をきっかけに、火山への理解を深め、火山災害に備えてください。

(2)

ハザードマップ



以下、それぞれの現象ごとに解説します。

噴石



2011 年の霧島山の新燃岳の噴火など、2km より遠方まで噴石が飛来した事例もあります。

降灰



火山灰は風下側に厚く堆積します。約 400 年前の噴火では東方向に集中して降灰がありました。降灰があただけでは生命の危険性はありませ**ん**。しかし、呼吸器や眼の病気になる可能性がある**ので**、屋外に出るときはマスクやゴーグルを着用しましょう。車を運転する際はスリッパしやすいので気をつけましょう。屋根や道路に積もった火山灰は、集めて火山灰専用のゴミ袋に入れて処分する必要があります。



土石流 融雪型泥流



土石流の発生範囲は火山灰がどの方向に降るかによって大きく異なります。噴火が止んだのちに雨が降ると噴出物が雨水と共に土石流となって谷を流れ下ります。途中で谷沿いの土砂や樹木を削り取って量が増え、洪水よりも破壊力の大きな流れとなり、橋が流されたり、氾濫して家屋を破壊することがあります。避難は高台や鉄筋コンクリートビルの2階以上に！ 積雪期に噴火が起こると火口の周辺の雪が溶けて火山灰などの噴出物と共に融雪型泥流が発生して山腹から谷に向かって流れ下ることがあります。



「※ 雌 阿寒岳を水源としツップシ岳東を流れ阿寒湖に流入する河川については、地図内の注記と現地での呼称が異なっている。そのため、本図の解説においては、過去に国土地理院が発行したいくつかの地図における表示を参考にした上で、「ウグイ川（硫黄山川）」と併記することとした。」



最大級の噴火が起こったら

雌阿寒岳では、山麓まで火砕流を流すような大噴火が過去に3回起こったことが火山噴出物の調査研究で確認されています。中でも、最大規模であった約12,000年前の噴出物の分布（図：約12,000年前の噴火実績）を参考に、数千年に一度発生すると思われる最大級の噴火が起こった際の影響範囲を示したハザードマップが作られています。

噴火ごとに規模はまちまちなので、影響範囲がいつもこの通りになるわけではありません。

以下、それぞれの現象ごとに解説します。

想定火口



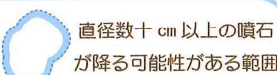
ボンマチネシリ、中マチネシリ、阿寒富士の山頂部に赤い線で囲った範囲のいずれかが火口となると想定してハザードマップを作りました。最大級の噴火になる場合は最近の噴火が起きたボンマチネシリが火口となるとは限らないからです。

降灰

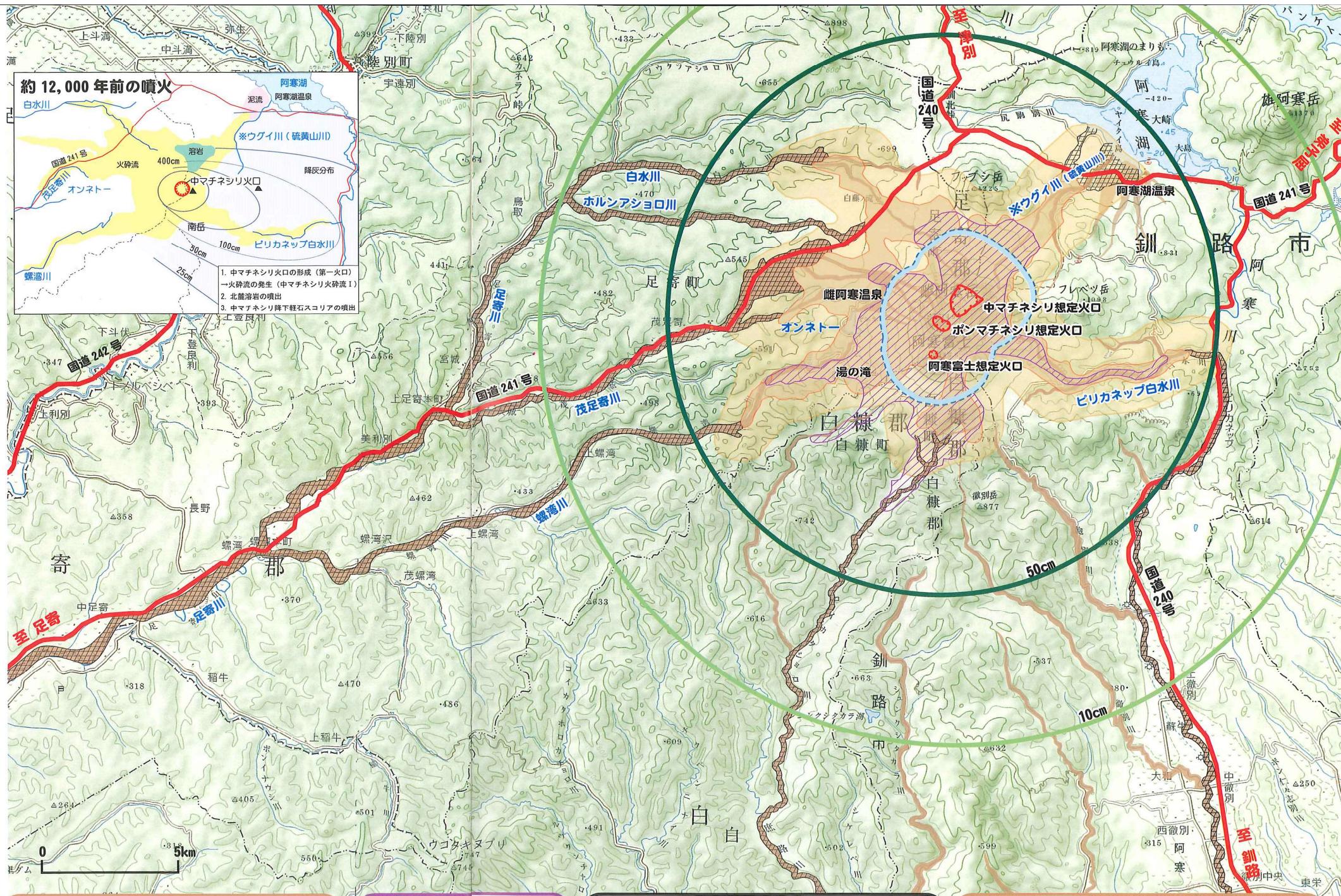


火山灰が降り積もる厚さを緑色の円で表示してあります。実際に噴火が起こった際には全ての方向に厚さが同じになるのではなく、その時の風下側に厚く堆積します。約12,000年前の噴火では、左上の図のように東南東方向に集中して降灰がありました。

噴石



噴火の際に火口から飛び出して降ってくる岩のかけらを噴石といいます。水色の線が想定火口から2kmのところに書かれています。大きい火口を作る噴火が起こると噴石は2kmよりも遠くに飛来する可能性があります。



火砕流と火砕サージ



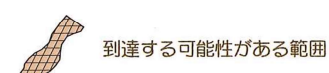
火砕流が到達する可能性のある範囲を、茶色に塗ってあります。火砕流は低い所に流れ込みやすい性質を持っているのでこうした分布になります。火砕サージの分布予想範囲は火砕流の外側にオレンジで書かれています。どこまで広がるかは噴火ごとに違いがあり、地層としては残りにくいのでおおよその見積りです。火砕流と火砕サージは高温で流速が早いので発生してから避難したのでは間に合いません。

溶岩流



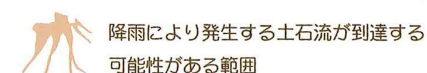
溶岩流は紫色の限界を示すと共に線を引いておりは同時にいくつれ下ることはあらずれか1方向に流れ下ります。

融雪型泥流



黒線で囲まれた斜めの格子縞模様の範囲が融雪型泥流の到達範囲です。融雪型泥流は積雪期に火砕流が発生した際に雪を溶かして噴出物を巻き込んで流れ下り始めます。途中で谷沿いの土砂や樹木を削り取って量が増え、洪水よりはるかに破壊力の大きな流れになります。シリカネップ白水川を流れ下った融雪型泥流は国道240号の橋を破壊する可能性があります。茂足奇川沿いの低地や火口が南に偏る時は、螺湾川沿いの低地などにも泥流が来る可能性があります。高台に避難すれば融雪型泥流から逃れることが可能です。

土石流



谷に沿って茶色に塗ってある範囲が土石流の到達範囲です。融雪型泥流と重なっている部分があります。噴火が止んだのに雨が沢山降ると噴出物が雨水と共に土石流となって谷を流れ下ります。途中で谷沿いの土砂や樹木を削り取って量が増え、洪水よりも破壊力の大きな流れになります。シリカネップ白水川を流れ下った土石流は国道240号の橋を破壊する可能性があります。茂足奇川沿いの低地や火口が南に偏る時は、螺湾川沿いの低地などにも泥流が来る可能性があります。高台に避難すれば土石流から逃れることが可能です。

(3)

雌阿寒岳噴火対応に係る
防災関係機関連絡先一覧

機関名	住所	TEL	FAX
釧路市 総務部防災危機管理課 阿寒町行政センター	釧路市黒金町 7-5 釧路市阿寒町中央 1-4-1	0154-31-4507 0154-66-2121	0154-23-5180 0154-66-3959
足寄町	足寄町北 1-4-48-1	0156-25-2141	0156-25-2488
美幌町	美幌町字東 2 北 2-25-1	0152-73-1111	0152-72-4869
津別町	網走郡津別町幸町 41 番地	0152-76-2151	0152-76-2976
弟子屈町	弟子屈町中央 2-3-1	015-482-2191	015-482-2696
鶴居村	鶴居村鶴居西 1-1	0154-64-2111	0154-64-2577
白糠町	白糠町西 1 条南 1-1-1	0154-72-2171	0154-72-4659
美幌・津別広域事務組合	美幌町栄町 1 丁目	0152-73-1211	0152-72-0664
とかち広域消防局	帯広市西 6 条南 6-3	0155-26-9122	0155-22-9119
釧路市消防本部	釧路市南浜町 4-8	0154-22-2156	0154-22-8204
釧路北部消防事務組合	弟子屈町美里 2-1-1	015-482-3276	015-482-1676
十勝総合振興局	帯広市東 3 条南 3	0155-26-9005	0155-24-3060
オホーツク総合振興局	網走市北 7 条西 3	0152-41-0625	0152-44-7261
釧路総合振興局	釧路市浦見 2-2-54	0154-43-9144	0154-41-6851
美幌警察署	美幌町大通南 1 -19	0152-72-0110	0152-72-3109
本別警察署	本別町北 1-4	0156-22-0110	0156-22-4139
釧路警察署	釧路市黒金町 10-5-1	0154-23-0110	0154-23-0090
弟子屈警察署	弟子屈町中央 2-9-28	015-482-2110	同左
帯広開発建設部	帯広市西 5 条南 8	0155-24-3194	0155-24-4176
網走開発建設部	網走市新町 2-6-1	0152-44-6812	0152-43-6404
釧路開発建設部	釧路市幸町 10-3	0154-24-7000	0154-25-8555
十勝東部森林管理署	足寄町北 3-2	0156-25-3161	0156-25-3164
網走南部森林管理署	小清水町南町 1-24-21	0152-62-2211	0152-62-2213
根釧西部森林管理署	釧路市千歳町 6 番 11 号	0154-41-7126	0154-41-7127
釧路自然環境事務所 国立公園・保全整備課 阿寒湖自然保護官事務所	釧路市幸町 10-3 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 1-1-1	0154-32-7500 0154-67-2624	0154-32-7575 0154-67-2631
網走地方气象台	網走市台町 2-1-6	0152-43-4349	0152-43-4840
釧路地方气象台	釧路市幸町 10-3	0154-31-5146	0154-31-5147
陸上自衛隊第 5 旅団	帯広市南町南 7 線 31	0155-48-5121	同左
美幌医師会	美幌町字仲町 2 丁目 38-1	0152-72-4849	0152-73-3743
十勝医師会	帯広市西 5 条南 2-11 木村ビル	0155-28-2898	0155-28-2879
釧路市医師会	釧路市幣舞町 4-30	0154-41-3626	0154-41-1116

前田一步園財団	釧路市阿寒町阿寒湖温泉 1-5-2	0154-67-2207	0154-67-2350
北海道電力 ネットワーク(株) 北見支店	北見市北 8 条東 1 丁目 2-1	0157-26-1114	0157-26-1126
北海道電力ネットワーク(株) 道東統括支店	帯広市西 5 条南 7-2-1	0155-24-6037	0155-22-6529
北海道電力ネットワーク(株) 釧路支店	釧路市緑ヶ岡 5-6-9	0154-47-0036	0154-47-0032
NTT 東日本北海道釧路支店	釧路市黒金町 9-2	0154-21-3203	0154-32-5442
北海道旅客鉄道 釧路支店	釧路市北大通 14-5	0154-22-2008	0154-22-3654

(4)

避難場所一覧

避難場所一覧（津別町）

番号	避難場所名	所在地	収容可能 人員(人)	電話	グラウンド 等の有無
1	津別小学校	幸町69 - 1	1,000	0152-76-2161	○
2	地域振興センター	本町83 - 1	50	0152-76-2191	
3	津別保育所	新町1 - 5	180	0152-76-2029	
4	中央公民館	豊永5 - 1他	770	0152-76-2713	
5	農業者トレーニングセンター	豊永6 - 1	600	0152-76-2721	
6	高台団地集会所	高台42	30	0152-76-2679	
7	生活改善センター	幸町65 - 1	400	0152-76-2157	
8	西町寿の家	緑町10 - 1	40	0152-76-4345	
9	津別高校	共和32 - 2他	900	0152-76-2808	○
10	津別中学校	豊永6 - 2	1,070	0152-76-2164	○
11	豊美寿の家	豊永20 - 1	40	0152-76-3660	
12	活汲地域農業研修センター	活汲	60	0152-76-4255	
13	活汲小中学校	活汲	430	0152-76-4250	○
14	西達美農作業管理休養施設	最上	30	0152-76-3286	
15	上里農作業管理休養施設	上里	30	0152-76-2842	
16	共和地区集会施設	共和17 - 6	120	0152-76-3121	
17	恩根第1農作業管理休養施設	恩根	30	0152-77-2224	
18	恩根寿の家	恩根	30		
19	双葉地区集落センター	双葉	30		
20	本岐地域農業研修センター	本岐	60	0252-77-2127	
21	本岐小学校	本岐	360	0152-77-2219	○
22	大昭公民館	大昭	30	0152-77-2357	
23	布川会館	布川	30	0152-77-2169	
24	相生公民館	相生	70	0152-78-2324	

避難場所一覧（美幌町）

番号	避難場所名	所在地	収容可能 人員(人)		グラウンド 等の有無
1	旭小学校	稲美140	800		○
2	勤労者体育センター	稲美137	250		
3	美幌高校	稲美130	650		○
4	青稲地区ふれあい会館	稲美68	55		
5	老人憩の家	青山北2	50		
6	美幌中学校	東3条南5丁目1	570		○
7	美幌スポーツセンター	大通南5丁目15	600		
8	美幌小学校	西2条北4丁目1-1	1,000		○
9	町民会館	東2条北4丁目	330		
10	美幌幼稚園	仲町1丁目142	120		
11	美幌保育所	西1条北2丁目	100		
12	北中学校	烏里4丁目1	720		○
13	コミュニティセンター	新町1丁目37	430		
14	東陽小学校	栄町3丁目6	800		○
15	東陽保育園	栄町3丁目7	110		
16	地域振興センター	栄町3丁目2	75		
17	美幌農業高校	報徳96	500		○
18	旧報徳小学校	報徳317	150		○
19	旧田中小学校	田中468	120		○
20	ひなみ地域センター	日並92	45		
21	古梅総合センター	古梅236	120		
22	福豊小学校	福住236	180		○
23	上美幌小学校	豊幌36	200		○
24	栄森自然の家	栄森37	100		
25	豊岡自治会館	豊岡278-2	50		

避難場所一覧（足寄町）

番号	避難場所名	所在地	収容可能 人員(人)	電話	グラウンド 等の有無
1	南区コミュニティセンター	足寄町南5条2丁目8番地	136	0156-25-2400	
2	足寄小学校	足寄町南6条3丁目1番地	2,752	0156-25-2114	○
3	中央児童館	足寄町南5条5丁目14番地	162	0156-25-4886	
4	足寄中学校体育館	足寄郡足寄町里見が丘4番地4	652	0156-25-2679	○
5	緑栄コミュニティセンター	足寄町栄町2丁目135番地4	133	0156-25-5411	
6	あしよろ銀河ホール21	足寄町北1条1丁目3番地	793	0156-25-6131	
7	町民センター	足寄町南1条5丁目3番地	1,332	0156-25-3188	
8	子どもセンター	足寄町北3条1丁目5番地	808	0156-25-2574	
9	神社	足寄町西町2丁目4番地13	226	0156-25-2279	
10	特養・デイサービスセンター	足寄町西町9丁目2番地31	1,995	0156-25-3355	
11	生涯学習館	足寄町旭町1丁目38番地	822	0156-25-4400	○
12	下愛冠児童館	足寄町下愛冠3丁目3番地1	129	0156-25-2720	
13	郊南コミュニティセンター	足寄町郊南1丁目15番地の5	152	0156-25-3559	
14	下水道終末処理施設	足寄町共栄町120番地5	27	0156-25-9070	
15	下足寄会館	足寄町郊南2丁目30番地5	29	0156-25-3312	
16	平和生活改善センター	足寄町平和124番地の4	70	0156-25-5685	
17	ケアハウス	足寄町新町2番地10	2,193	0156-25-9888	
18	中足寄集落センター	足寄町中足寄58番地5	169	0156-25-5675	
19	稲牛集落センター	足寄町稲牛172番地40	51	0156-29-7120	
20	らわん蒔の里	足寄町螺湾本町7番地17	349	-	
21	上螺湾集会所	足寄町上螺湾126番地の7	58	0156-29-7269	
22	上足寄集落センター	足寄町上足寄本町7番地の10・8番地の1	85	0156-29-7462	
23	茂足寄集落センター	足寄町茂足寄96番地の4	64	0156-29-7201	
24	鷺府集会所	足寄町鷺府144番地の5	48	0156-29-8208	
25	上鷺府会館	足寄町鷺府315番地5	28	0156-29-8233	
26	相和生活改善センター	足寄町愛冠14地の16	89	0156-29-8221	
27	白糸集落センター	足寄町白糸71番地	77	0156-29-8209	
28	上利別基幹集落センター	足寄町上足寄本町7番地の10・8番地の1	205	0156-29-8121	
29	塩幌会館	足寄町上利別123番地	25	-	
30	大菅地集落センター	足寄町大菅地本町14番地の5・7	165	0156-28-2074	
31	上大菅地集落センター	足寄町大菅地324番地4	40	0156-28-2104	
32	紅葉橋地区多目的集会所	足寄町中矢673番地1	141	0156-25-7001	
33	芽登生活改善センター	足寄町芽登本町108番地	219	0156-26-2101	
34	上芽登集落センター	足寄町芽登1896番地	47	0156-26-2047	
35	喜登牛集落センター	足寄町喜登牛663番地	72	0156-26-2022	
36	柏倉集落センター	足寄町茂喜登牛1530番地の1	43	0156-26-2030	
37	茂喜登牛集落センター	足寄町茂喜登牛1371番地の2	64	0156-26-2203	

避難場所一覧（白糠町）

番号	避難場所名	所在地	収容可能 人員(人)	電話	グラウンド 等の有無
1	馬主集会所	和天別287番地4	64	01547-2-2171	
2	坂の丘公園	和天別1852番地5	97	01547-2-2171	
3	白糠中学校裏山	西5条北2丁目	713	01547-2-2171	
4	遼遠公園東側町有林	東3条北4丁目	350	01547-2-2171	
5	白糠町上水道第1配水池	石炭崎17番地1	662	01547-2-2171	
6	峠の森東山公園	石炭崎17番地1	398	01547-2-2171	
7	厳島神社	泊	200	01547-2-2171	
8	石炭崎裏山	峠3丁目	234	01547-2-2171	
9	刺牛裏山	刺牛3丁目	350	01547-2-2171	
10	西度路裏山	チブタナイ3-4	240	01547-2-2171	
11	宮下裏山	度路甲区6番地25	495	01547-2-2171	
12	空港短絡線中腹	白糠町大東毛	1,200	01547-2-2171	
13	千島裏山	チブタナイ1-1	620	01547-2-2171	
14	度路共同墓地	度路31番地2	970	01547-2-2171	
15	茶路2号線	東3条北8丁目	855	01547-2-2171	
16	白糠中学校	西5条北2丁目	780	01547-2-2825	
17	白糠高校	西4条北2丁目	364	01547-2-2826	
18	白糠小学校	西2条南3丁目	589	01547-2-2828	
19	白糠生活館	東1条南3丁目	93	01547-2-2171	
20	白糠町振興センター	東1条南2丁目	85	01547-2-2171	
21	社会福祉センター	東3条南1丁目	404	01547-2-2171	
22	酪農研修センター	茶路基線20番地1	99	01547-2-2171	
23	和天別バイオニアセンター	和天別846番地1	133	01547-2-2171	
24	総合体育館	東2条北3丁目	902	01547-2-2171	
25	やまびこ会館	東1条北1丁目	203	01547-2-2171	
26	刺牛集会所	刺牛2丁目	87	01547-2-2171	
27	日の出集会所	東1条北7丁目	56	01547-2-2171	
28	茶路小中学校	マカヨ1番地1	182	01547-2-2797	
29	縫別自然の家	茶路基線191番地2	262	01547-2-2171	
30	上茶路集会所	上茶路68番地11	25	01547-2-2171	
31	大秋集会所	和天別1165番地	23	01547-2-2171	
32	度路中学校	西度路東2条南2丁目	566	01547-5-2102	
33	西度路信和集会所	西度路西2条北1丁目	63	01547-2-2171	
34	西度路コミュニティセンター	西度路東1条北1丁目	341	01547-2-2171	
35	西度路寿の家	西度路東1条北4丁目	33	01547-2-2171	
36	度路小学校	西度路東3条北2丁目	325	01547-5-2024	
37	ふれあい児童館	西度路東2条北3丁目	71	01547-2-2171	
38	度路町民センター	度路基線3番地2	186	01547-2-2171	
39	宮下集会所	度路甲区6番地1137	31	01547-2-2171	
40	恋間集会所	恋間12番地3	23	01547-2-2171	
41	中度路集会所	度路基線72番地の4	79	01547-2-2171	
42	上度路生活改善センター	度路基線184番地29	67	01547-2-2171	
43	白糠高校グラウンド	西4条北2丁目	20,350	01547-2-2826	○
44	白糠中学校グラウンド	西5条北2丁目	37,020	01547-2-2825	○
45	白糠小学校グラウンド	西2条南3丁目	25,342	01547-2-2828	○
46	あやめが丘公園	東1条南3丁目	4,125	01547-2-2171	
47	幸公園	西1条北4丁目	4,199	01547-2-2171	
48	町民広場	東2条北3丁目	25,802	01547-2-2171	
49	勤労者センター前広場	東1条北7丁目	2,800	01547-2-2171	
50	日の出公園	東1条北7丁目	3,352	01547-2-2171	
51	茶路小中学校グラウンド	マカヨ1番地1	6,870	01547-2-2797	○
52	旧北進小中学校グラウンド	上茶路基線149番地1	14,736	01547-2-2171	○
53	縫別自然の家グラウンド	茶路基線191番地2	6,919	01547-2-2171	○
54	旧河原小中学校グラウンド	和天別572番地	4,831	01547-2-2171	○
55	度路中学校グラウンド	西度路東2条南2丁目	22,870	01547-5-2102	○
56	度路小学校グラウンド	西度路東3条北2丁目	9,558	01547-5-2024	○
57	ふれあい公園	西度路東2条北2丁目	32,875	01547-2-2171	
58	西度路錦公園	西度路西1条北1丁目	3,223	01547-2-2171	
59	千島公園	西度路西2条南2丁目	1,238	01547-2-2171	
60	釧白工業団地（西側）	度路甲区6番地	24,771	01547-2-2171	
61	中度路集会所広場	度路基線72番地の4	2,100	01547-2-2171	
62	旧上茶路小中学校グラウンド	上茶路基線68番地	8,758	01547-2-2171	○
63	大秋集会所駐車場	和天別1165番地	400	01547-2-2171	
64	宮下公園	度路甲区6番地134	1,710	01547-2-2171	
65	道の駅しらめか恋間	コイトイ40番地3	10,521	01547-2-2171	

避難場所一覧（鶴居村）

番号	避難場所名	所在地	収容可能 人員(人)	電話	グラウンド 等の有無
1	鶴居小学校	鶴居	480	0154-64-2251	○
2	鶴居村総合センター(鶴居村振興公社)	鶴居	210	0154-64-2840	
3	鶴居中学校	鶴居	500	0154-64-2252	○
4	上幌呂コミュニティセンター	上幌呂	50	0154-65-2244	
5	幌呂小学校	幌呂	260	0154-65-2014	○
6	幌呂中学校	幌呂	340	0154-65-2013	○
7	幌呂農村環境改善センター	幌呂	260	0154-65-2003	
8	下幌呂小学校	下幌呂	440	0154-65-2252	○
9	下幌呂コミュニティセンター	下幌呂	90	0154-65-2243	
10	下雪裡コミュニティセンター	下雪裡	80	0154-64-2273	
11	下久著呂コミュニティセンター	下久著呂	60	0154-64-2272	
12	中久著呂コミュニティセンター	中久著呂	80	0154-64-2174	
13	支雪裡コミュニティセンター	支雪裡	70	0154-64-2271	
14	茂雪裡コミュニティセンター	茂雪裡	80	0154-64-2173	

避難場所一覧（弟子屈町）

番号	避難場所名	所在地	収容可能 人員(人)	電話	グラウンド 等の有無
1	弟子屈小学校	中央2丁目1番1号	360	015-482-2044	○
2	川湯小学校	川湯温泉4丁目15番10号	300	015-483-2041	○
3	美留和小学校	字美留和55線82番地	210	015-482-1097	○
4	旧奥春別小学校	字鑑別274-1	210	015-482-2191	○
5	和琴小学校	字屈斜路260番地	270	015-484-2061	○
6	旧昭栄小学校	字熊牛原野27線東1	270	015-482-2191	○
7	川湯中学校	川湯温泉7丁目3番11号	280	015-483-2337	○
8	弟子屈中学校	美里1丁目3番1号	470	015-482-2071	○
9	弟子屈高等学校	高栄3丁目3番20号	390	015-482-2237	○
10	弟子屈町役場庁舎	中央2-3-1	150	015-482-2191	
11	弟子屈町公民館	中央2-3-2	150	015-482-2340	
12	摩周観光交流館（道の駅）	湯の島3-5-5	90	015-482-2500	
13	摩周観光文化センター	摩周3丁目3番1号	900	015-482-1811	
14	社会老人福祉センター	中央2丁目10番25号	150	015-482-3621	
15	泉ふれあいセンター	泉2-3-9	70	015-482-2746	
16	鑑別温泉桜町会館	桜丘2-1-3	60	015-482-1986	
17	仁多交流センター	字弟子屈原野40線東32-2	70	015-482-4190	
18	川湯駅前交流センター	川湯駅前2-3-10	70	015-483-3432	
19	川湯農村センター	川湯温泉4丁目15番4号	90	015-483-2720	
20	川湯ふるさと館	川湯温泉2-3-40	60	015-483-2060	
21	美留和会館	字美留和79番地	60	015-482-4835	
22	屈斜路研修センター	字屈斜路222番地5	190	015-482-2939	
23	弟子屈町林業多目的センター	字ツツミツッ3-5	100	015-483-2120	
24	札友内寿の家	字札友内67番地3	60	015-482-4836	
25	奥春別交流センター	字鑑別272番地6	70	015-482-2287	
26	御卒別集会所	字奥オソベツ原野108-5	30	015-482-3938	
27	弟子屈消防署	美里3-8-1	80	015-482-2073	

避難場所一覧（釧路市阿寒）

番号	避難場所名	所在地	収容可能 人数(人)	電話	グラウンド 等の有無
1	阿寒町行政センター	中央 1-4	40	0154-66-2121	
2	旭町寿の家	旭町 2-3	20	—	
3	橋南センター	仲町 2-6	62	—	
4	阿寒小学校	富士見 1-17	295	0154-66-3252	○
5	スポーツセンター	中央 1-6	299	0154-66-3653	
6	保健・福祉サービス複合施設	中央 1-7	91	—	
7	阿寒町公民館	中央 2-4	266	0154-66-2222	
8	北会館	北新町 2-1	20	—	
9	阿寒中学校	北新町 2-4	308	0154-66-3351	○
10	サイクリングターミナル 赤いベレー	上阿寒 23 線 36	78	0154-66-2330	
11	タンチョウの家	上阿寒 25 線 37	24	—	
12	布伏内コミュニティーセンター	布伏内 22 線北 51	75	0154-69-2111	
13	仁々志別多目的センター	仁々志別 32 線 89	84	0154-60-8024	
14	徹別多目的センター	徹別中央 34 線 41	95	0154-68-7181	
15	西徹別多目的研修集会所	徹別中央 39 線 17	16	—	
16	上徹別福祉会館	飽別 51 線 24	47	—	○
17	阿寒湖まりむ館	阿寒湖温泉 2-6	188	0154-67-2505	
18	マリモ幼稚園	阿寒湖温泉 5-5	52	0154-67-2507	
19	阿寒湖温泉子供交流館	阿寒湖温泉 5-5	19	0154-67-2070	
20	阿寒湖畔トレーニングセンター	阿寒湖温泉 5-7	37	0154-67-2162	
21	阿寒湖義務教育学校	阿寒湖温泉 6-4	268	0154-67-2529	○

緊急一時避難所一覧（釧路市阿寒）

番号	施設名	所在地	収容可能 人員(人)	電話	グラウンド 等の有無
1	ニュー阿寒ホテル	阿寒湖温泉 2-8-8	510	0154-67-2121	
2	あかん遊久の里鶴雅	阿寒湖温泉 4-6-10	320	0154-67-4000	
3	ホテル御前水	阿寒湖温泉 4-5-1	262	0154-67-2031	
4	ホテル阿寒湖荘	阿寒湖温泉 1-5-10	382	0154-67-2231	
5	阿寒の森鶴雅リゾート花ゆう香	阿寒湖温泉 1-6-1	368	0154-67-2311	

(5)

ヘリコプター着陸可能地

ヘリコプター離着陸可能地

市町村名	番号	避難場所名	所在地	著名地点からの方向 及び距離(km)	広さ
美幌町	1	柏ヶ丘公園	字西2条南5丁目・元町		
	2	航空公園	昭野		
	3	美幌小学校	西2条北4丁目1-1		
	4	東陽小学校	栄町3丁目6		
	5	旭小学校	稲美140		
	6	美幌中学校	東3条南5丁目1		
	7	北中学校	鳥里4丁目1		
	8	陸上自衛隊美幌駐屯地	田中		
	9	福豊小学校	福住635		
津別町	1	津別小学校グラウンド	字幸町		
	2	津別中学校グラウンド	字豊永		
	3	津別高等学校グラウンド	字共和		
	4	活汲小中学校グラウンド	字活汲		
	5	本岐小学校グラウンド	字本岐		
	6	道の駅あいおい駐車場	字相生		
	7	さくら公園	字豊永		
	8	津別町野球場	字達美		
足寄町	1	足寄ヘリポート	中矢198番地	役場西南西に約4.0km	約16,000㎡
	2	陸上競技場	足寄町里見が丘7番地1	役場南西に約1.0km	約21,000㎡
	3	自由広場	足寄町里見が丘7番地1	役場南西に約0.9km	約12,000㎡
	4	足寄小学校校庭	足寄町南6条3丁目1番地	足寄小学校校舎隣接	約7,000㎡
	5	足寄中学校校庭	足寄町里見が丘4番地	足寄小学校校舎隣接	約22,000㎡
	6	生涯学習館広場	足寄町旭町1丁目38番地	役場南西に約0.5km	約11,000㎡
	7	大誉地小学校校庭	足寄町大誉地本町2番地5	大誉地小学校校舎隣接	約6,000㎡
弟子屈町	1	弟子屈消防署ヘリポート	美里3-8-1	旧消防署から西へ約1km	25m×25m
	2	摩周観光文化センター北側駐車場	摩周3-3-1	役場から北へ3km	100m×100m
	3	川湯小学校グラウンド	川湯温泉4-15-10	川湯支所から南東へ200m	80m×60m
	4	川湯中学校グラウンド	川湯温泉7-3-11	国道391と町道68との交点から東へ200m	120m×100m
	5	硫黄山MOKMOKベース駐車場	弟子屈町(硫黄山ふもと)	硫黄山東側	65m×95m
	6	摩周厚生病院	泉2-3-1	下とう別橋右岸	
	7	和琴小学校グラウンド(夏季のみ指定)	字屈斜路260	国道243沿い	
	8	屈斜路研修センター(冬季のみ指定)	字屈斜路222-5	国道243沿い	
	9	釧路建設管理部弟子屈出張所(冬季のみ指定)	桜丘3-4-10	道道53号(桜橋から南へ400m)	
釧路市阿寒	1	西消防署阿寒湖温泉支署	阿寒湖温泉3丁目8番1号		70m×40m
	2	徹別農村公園	阿寒町徹別原野34線39-1		84m×50m
	3	旧仁々志別小中学校	阿寒町ニニシバツ原野32線89		84m×100m
	4	多目的広場	阿寒町中央1丁目9番		140m×77m
	5	上徹別福祉会館	阿寒町徹別原野51線24-3		68m×94m
	6	たんちゅうの家	阿寒町徹別原野25線37		35m×35m
	7	富士見公園	阿寒町富士見2丁目9番		50m×52m
	8	西来寺	阿寒町旭町2丁目9番1号		30m×30m
	9	自然休養村駐車場	阿寒町上阿寒23線34-1		40m×40m
	10	阿寒中学校グラウンド	阿寒町北新町2-29		120m×90m
鶴居村	1	鶴居中学校グラウンド	鶴居東2丁目31番地		12,847㎡
	2	幌呂中学校グラウンド	幌呂東2丁目31番地		19,642㎡
	3	野球場グラウンド	鶴居西5丁目1番地		12,393㎡
白糠町	1	白糠小学校グラウンド	西2条南3丁目		25,342㎡
	2	町営球場	和天別1852番地1		92m×102m
	3	町民広場	東2条北3丁目		128m×135m
	4	庶路小学校グラウンド	西庶路東3条北2丁目		120m×80m
	5	庶路中学校グラウンド	西庶路東2条南2丁目		225m×110m
	6	白糠高校グラウンド	西4条北2丁目		130m×150m
	7	白糠中学校グラウンド	西5条北2丁目		140m×100m
	8	茶路小中学校グラウンド	マカヨ1番地1		100m×70m
	9	縫別自然の家グラウンド	茶路基線191番地		80m×80m
	10	旧北進小中学校グラウンド	上茶路基線149番地1		140m×100m
	11	旧河原小中学校グラウンド	和天別572番地		80m×60m

(6)

避難道路

避難道路

山麓に施設されている道路には、登山・入山で用いられる林道や町道・市道があり、登山・入山者の入山規制・避難誘導に係わる機能も果たさなければならないが、大量の住民・観光入込客の避難誘導機能をもつ路線についてのみ記載することにする。

国道 240 号

釧路市から網走市に至る一般国道で、起点から阿寒湖付近まではまりも国道、釧北峠から美幌町までは釧北国道と呼ばれている。物流、観光の主要ネットワークとして重要な路線であり、避難ルートとして基幹的機能が期待される。この避難路確保のため、降灰対策、砂防を含む泥流対策も必要である。

国道 241 号

弟子屈町から帯広市に至る一般国道で、観光ルートとして重要な路線であり、阿寒湖より東側で降灰対応が重要となる。また、足寄町内の区間は、雌阿寒温泉からの避難ルートとして重要な路線であり、これを確保するためには、風向きによって降灰対応が、そして砂防等の泥流対応も必要となる。

道道 949 号（オンネトー線）

国道 241 号からの雌阿寒温泉へのアクセス路として、かつ雌阿寒温泉からの避難ルートとして重要な路線である。冬期の通行には十分な注意が必要である。

道道 664 号（モアショロ原野螺湾足寄停車場線）

オンネトー付近から上螺湾・螺湾を経由し国道 241 号に至る路線で、上螺湾からの唯一の避難ルートである。オンネトー線が封鎖された際には代替道路ともなる重要な路線であることから、冬期の噴火に際しては緊急除雪によって通行を確保する必要がある。なお、雌阿寒温泉からオンネトー方面に向かう車線は、冬期間通行止めになることも十分考慮すべき点である。

道道 1093 号（阿寒公園鶴居線）

釧路市阿寒町と鶴居村を結ぶ一般道道で、起点から途中までの一部が未舗装であり、降水量次第で通行止めとなる。この区間は幅員が狭く急カーブが多い。また、冬期通行止めとなるため、避難路としての機能は目下現時点で果たせず整備完了後にその役割が期待される。

道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線（旧足寄町道（雌阿寒オンネトー線））

道道 949 号（オンネトー線）と道道 664 号（モアショロ原野螺湾足寄停車場線）を結ぶ路線で、急カーブの連続による視距不足・狭小幅員砂利道で対向車との交差が極めて困難で円滑な避難誘導に支障を来す恐れがあることから、舗装化・幅員拡張などの整備が必要である。

(7)

各噴火警戒レベルにおける応急対策

噴火警報等		噴火予報	火口周辺警報	火口周辺警報 レベル3 (入山規制)			噴火警報	噴火警報		噴火警報→火口周辺警報→噴火予報
噴火警戒レベル		レベル1 (活火山であることに留意)	レベル2 (火口周辺規制)	3→1～2 (ごく小さな噴火対応)	3→3 (小噴火の影響範囲規制)	3→4 (中噴火の影響範囲規制)	レベル4 (高齢者等避難)	レベル5 (避難)		レベル5→4→3→2→1
対策時期		—	山頂部の登山規制	登山規制等	小噴火への対応	中噴火への対応	阿寒湖温泉等の高齢者等避難	阿寒湖温泉等の避難	大噴火への対応	規制縮小へ解除
協議会・市町村	火山防災協議会	【防災組織計画】 ・ —	【防災組織計画】 ・ 北海道及び釧路地方気象台等との連絡 ・ 必要な市町村情報連絡本部、関係機関への情報伝達 【災害応急対策計画】 ・ 山頂部の登山規制について、市町村と調整	【防災組織計画】 ・ 北海道及び釧路地方気象台等との連絡 ・ 必要な市町村、関係機関への情報伝達 【災害応急対策計画】 ・ 登山規制について、市町村と調整	【防災組織計画】 ・ 北海道及び釧路地方気象台等との連絡 ・ 必要な市町村、関係機関への情報伝達	【防災組織計画】 ・ 北海道及び釧路地方気象台等との連絡 ・ 必要な市町村、関係機関への情報伝達				
	釧路市	【防災組織計画】 ・ — 【異常現状発現時】 ・ 情報収集 ・ 異常現象の発見者への対応 ・ 警察、消防、消防団、関係地方気象台、火山防災協議会、関係(総合)振興局へ通報 ・ 登山者・観光施設等への広報	【防災組織計画】 ・ 情報連絡本部の設置 ・ 災害情報等の収集、関係機関との連絡 【災害応急対策計画】 ・ 足寄町及び協議会と調整の上、6合目以上の登山規制 ・ 看板、チラシ設置(状況により警察へ要請)、呼びかけ、関係機関等へ通知 ・ 登山者名簿確認(状況により警察へ確認) ・ 情報収集 ・ 異常現象の発見者通報への対応 ・ 登山者・観光施設等への広報 ・ 各ホテルへの宿泊状況聞き取り ・ 町内会への周知	【防災組織計画】 ・ 災害警戒本部の設置 【避難計画】 ・ 要配慮者等避難準備 【災害応急対策計画】 ・ 足寄町及び協議会と調整の上、登山規制 ・ 看板、チラシ設置(状況により警察へ要請)、呼びかけ、関係機関等へ通知 ・ 登山者名簿確認(状況により警察へ確認) ・ 観光施設等への広報 ・ 風向き等、場合により交通規制を警察、道路管理者等に要請 ・ 各ホテルへの宿泊状況聞き取り ・ 町内会への周知	【防災組織計画】 ・ 災害警戒本部の継続又は災害対策本部の設置 【避難計画】 ・ 開発局及び気象台と連絡(降雨型融雪型泥流対応) ・ 要配慮者等避難準備 ・ 降灰状況等による、降雨型泥流危険区域の避難 ・ 積雪期には、中噴火による融雪型泥流の危険区域での要配慮者等避難及び住民の避難準備 【災害応急対策計画】 ・ 登山規制の継続 ・ 各ホテルへの宿泊状況聞き取り	【防災組織計画】 ・ 災害警戒本部の継続又は災害対策本部の設置 【避難計画】 ・ 北海道と災害対策現地合同本部の設置の協議(設置場所の協議) ・ 開発局及び気象台と連絡(降雨型融雪型泥流対応) ・ 要配慮者等避難準備 ・ 避難所の開設準備 ・ 積雪期には、中噴火による融雪型泥流の危険区域から住民及び観光客の避難 ・ 降雨型泥流危険区域の避難 【災害応急対策計画】 ・ 状況に応じて、さらに広域の立入規制、通行規制、営林作業の中止等 ・ 各ホテルへの宿泊状況聞き取り	【防災組織計画】 ・ 災害対策本部の継続 【避難計画】 ・ 要配慮者等避難及び住民の避難準備 ・ 住民の避難 ・ 積雪期には、大噴火による融雪型泥流の危険区域からも避難 ・ 降雨時警戒避難 ・ 必要に応じ避難者及び緊急救援物資の輸送を関係機関に協力要請	【防災組織計画】 ・ 災害対策本部の継続 【避難計画】 ・ 降灰状況に応じて、さらに広域の避難準備または避難 ・ 降雨時警戒避難 【災害応急対策計画】 ・ 土砂災害危険区域の再設定	【防災組織計画】 ・ 火山活動状況に応じて、順次規制を緩和 【避難計画】 ・ 土砂災害危険区域の再設定 ・ 降雨時警戒避難 ・ 復興	
			【避難計画】 ・ 突発的な噴火により、災害発生の危険が目前に迫っている場合、又は噴火による災害が発生し始めた場合は、緊急避難 ・ 避難した場所に危険が生じ、他の安全な場所へ避難しなければならない場合は、収容避難 ・ 市町村有車両による避難者等の輸送、災害の規模に応じ、民間車両等による避難者の輸送等の協力を依頼(道路輸送) ・ 必要に応じ、避難者及び緊急救援物資の輸送をJR北海道に依頼(軌道輸送) ・ 地上輸送がすべて不可能な場合等、緊急空中輸送の必要が生じた場合、北海道知事(関係総合振興局)にヘリコプター等の派遣要請(空中輸送) 【災害応急対策計画】 ・ 特に必要があると認めた場合、警察及び消防に対し出動、協力を要請、また、自衛隊の災害派遣要請は、協議会と連絡調整の上、北海道知事(関係総合振興局長)に要請 ・ 大規模な噴火災害が発生した場合で、他市町村等の応援応急対策が必要になった際は協議会と連絡調整の上、他市町村及び関係機関等に対し、応援要請 ・ ボランティアの受入れ							
足寄町		【防災組織計画】 ・ — 【異常現状発現時】 ・ 情報収集 ・ 異常現象の発見者への対応 ・ 警察、消防、消防団、関係地方気象台、火山防災協議会、関係(総合)振興局へ通報 ・ 登山者・観光施設等への広報	【防災組織計画】 ・ 情報連絡本部の設置 ・ 災害情報等の収集、関係機関との連絡 【避難計画】 ・ 情報収集 ・ 異常現象の発見者通報への対応 ・ 登山者・観光施設等への広報 【災害応急対策計画】 ・ 協議会と調整の上、山頂部の登山規制 ・ 看板設置(状況により警察へ要請)、呼びかけ ・ 関係機関等へ通知	【防災組織計画】 ・ 状況により災害対策本部の設置 【避難計画】 ・ 阿寒湖温泉の避難(3-2) ・ 阿寒湖温泉住民避難後、立入規制 立入禁止区域の設定、標示 【災害応急対策計画】 ・ 協議会と調整の上、登山規制 ・ 看板設置(状況により警察へ要請)、呼びかけ ・ 観光施設等への広報 ・ 風向き等、状況に応じてオンネトーの観光自粛、場合により交通規制を警察、道路管理者等に要請 ・ オンネトーの観光中止(3-2) ・ 必要に応じ避難者及び緊急救援物資の輸送をJR北海道に協力を要請	【防災組織計画】 ・ 災害対策本部の継続(設置) 【避難計画】 ・ 阿寒湖温泉の避難を継続 ・ 降灰状況等により、降雨型泥流危険区域の避難 ・ 積雪期には、中噴火による融雪型泥流の危険区域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備 【災害応急対策計画】 ・ 登山規制、オンネトーの観光中止を継続	【防災組織計画】 ・ 災害対策本部の継続 ・ 北海道と災害対策現地合同本部の設置の協議(設置場所の協議) 【災害応急対策計画】 ・ 状況に応じて、さらに広域の立入規制、通行規制、営林作業の中止等 【避難計画】 ・ 積雪期には、中噴火による融雪型泥流の危険区域からも避難 ・ 降雨型泥流危険区域の避難	【防災組織計画】 ・ 災害対策本部の継続 【避難計画】 ・ 積雪期には、大噴火による融雪型泥流の危険区域でも避難準備 ・ 降雨型警戒避難	【防災組織計画】 ・ 災害対策本部の継続 【避難計画】 ・ 積雪期には、大噴火による融雪型泥流の危険区域からも避難 ・ 降雨時警戒避難 ・ 茂尻、上鯉湾の避難	【防災組織計画】 ・ 災害対策本部の継続 【避難計画】 ・ 降灰状況に応じて、さらに広域の避難準備または避難 ・ 降雨時警戒避難 ・ 土砂災害危険区域の再設定 ・ 降雨時警戒避難	【防災組織計画】 ・ 火山活動状況に応じて、順次規制を緩和 【避難計画】 ・ 土砂災害危険区域の再設定 ・ 降雨時警戒避難 ・ 復興
			【避難計画】 ・ 突発的な噴火により、災害発生の危険が目前に迫っている場合、又は噴火による災害が発生し始めた場合は、緊急避難 ・ 避難した場所に危険が生じ、他の安全な場所へ避難しなければならない場合は、収容避難 ・ 市町村有車両による避難者等の輸送、災害の規模に応じ、民間車両等による避難者の輸送等の協力を依頼(道路輸送) ・ 必要に応じ、避難者及び緊急救援物資の輸送をJR北海道に依頼(軌道輸送) ・ 地上輸送がすべて不可能な場合等、緊急空中輸送の必要が生じた場合、北海道知事(関係総合振興局)にヘリコプター等の派遣要請(空中輸送) 【災害応急対策計画】 ・ 特に必要があると認めた場合、警察及び消防に対し出動、協力を要請、また、自衛隊の災害派遣要請は、協議会と連絡調整の上、北海道知事(関係総合振興局長)に要請 ・ 大規模な噴火災害が発生した場合で、他市町村等の応援応急対策が必要になった際は協議会と連絡調整の上、他市町村及び関係機関等に対し、応援要請 ・ ボランティアの受入れ							

噴火警報等		噴火予報	火口周辺警報	火口周辺警報 レベル3 (入山規制)		噴火警報	噴火警報	噴火警報→火口周辺警報→噴火予報
噴火警戒レベル		レベル1 (活火山であることに留意)	レベル2 (火口周辺規制)	3→1～2 (ごく小さな噴火対応)	3→3 (小噴火への影響範囲規制)	3→4 (中噴火への影響範囲規制)	レベル4 (高齢者等避難)	レベル5 (避難)
対策時期		—	山頂部の登山規制	登山規制等	小噴火への対応	中噴火への対応	阿寒湖温泉等の高齢者等避難	阿寒湖温泉等の避難
国、道、振興局		部署・課名	【防災体制】 ・ — 【異常現状発現時】 ・ 情報収集 北海道危機対策局、自衛隊へ通報	【防災体制】 ・ 第1非常配備体制(情報連絡本部の設置) ・ 情報収集 北海道危機対策局、自衛隊へ通報	【防災体制】 ・ 第2非常配備体制 ・ 情報収集 北海道危機対策局、自衛隊へ通報 【災害応急対策計画】 ・ 要請により道道の交通規制	【防災体制】 ・ 第2非常配備体制 ・ 降灰状況等により、道道等の除灰	【防災体制】 ・ 第3非常配備体制	【防災体制】 ・ 第3非常配備体制の継続
網走総合振興局	危機対策室							
	建設管理部							
十勝総合振興局	危機対策室	【防災体制】 ・ — 【異常現状発現時】 ・ 情報収集 北海道危機対策局、自衛隊へ通報	【防災体制】 ・ 第1非常配備体制(情報連絡本部の設置) ・ 情報収集 北海道危機対策局、自衛隊へ通報	【防災体制】 ・ 第2非常配備体制 ・ 災害対策地方連絡本部の設置 ・ 情報収集 北海道危機対策局、自衛隊へ通報 風向き等、状況に応じ道道の除灰 【災害応急対策計画】 ・ 足寄町と連携し、状況に応じた道道の交通規制	【防災体制】 ・ 第2非常配備体制 ・ 降灰状況等により、道道等の除灰 (作業の安全性を確保した上で実施)	【防災体制】 ・ 第2非常配備体制 ・ 市町村と災害対策現地合同本部の設置の協議(設置場所の協議)	【防災体制】 ・ 第3非常配備体制	【防災体制】 ・ 第3非常配備体制の継続
	建設管理部	【防災体制】 ・ — 【異常現状発現時】 ・ 情報収集 北海道危機対策局、自衛隊へ通報	【防災体制】 ・ 第1非常配備体制 ・ 情報収集 北海道危機対策局、自衛隊へ通報	【防災体制】 ・ 第2非常配備体制 ・ 情報収集 北海道危機対策局、自衛隊へ通報 風向き等、状況に応じ道道の除灰 【災害応急対策計画】 ・ 足寄町等と連携し、状況に対応した道道の通行規制	【防災体制】 ・ 第2非常配備体制 ・ 降灰状況等により、道道等の除灰 (作業の安全性を確保した上で実施)	【防災体制】 ・ 第2非常配備体制 ・ 市町村と災害対策現地合同本部の設置の協議(設置場所の協議)	【防災体制】 ・ 第3非常配備体制	【防災体制】 ・ 第3非常配備体制の継続
北海道	危機対策課	【防災体制】 ・ —	【防災体制】 ・ 第1非常配備体制(情報連絡本部の設置) ・ 情報収集 北部方面総監部へ通報 【災害応急対策計画】 ・ 市町村長からの自衛隊の災害派遣要請があった場合、自衛隊に災害派遣を要請	【防災体制】 ・ 第2非常配備体制	【防災体制】 ・ 第2非常配備体制	【防災体制】 ・ 第2非常配備体制 ・ 市町村と災害対策現地合同本部の設置の協議(設置場所の協議)	【防災体制】 ・ 第3非常配備体制	【防災体制】 ・ 第3非常配備体制の継続
			【避難計画】 ・ 市町村からの派遣要請により、ヘリコプター等による緊急空中輸送を関係機関等と調整					
北海道開発局	帯広開発建設部 釧路開発建設部	【防災体制】 ・ 関係機関連絡窓口の確認 ・ 国道の巡察・立入規制、除灰 【災害応急対策計画】 ・ 要請により国道の交通規制	【防災体制】 ・ 注意体制継続または警戒体制発令 ・ 関係機関対応状況の確認 【道路】 ・ 異常時巡回(継続) ・ 国道通行止め準備 【河川(砂防)】 ・ 火山や気象の情報収集 ・ 緊急調査(降灰調査) 以下、降灰調査結果により判断 ・ 北海道、自治体への事前説明 ・ 土砂災害緊急情報の通知 ・ 降灰状況等により、国道等の除灰 ※火山活動により社会的影響のある災害が発生した場合または発生するおそれのある場合は警戒体制発令	【防災体制】 ・ 注意体制継続または警戒体制発令 ・ 関係機関対応状況の確認 【道路】 ・ 異常時巡回(継続) ・ 国道通行止め準備 【河川(砂防)】 ・ 火山や気象の情報収集 ・ 緊急調査(降灰調査) 以下、降灰調査結果により判断 ・ 北海道、自治体への事前説明 ・ 土砂災害緊急情報の通知	【防災体制】 ・ 注意体制継続または警戒体制発令 ・ 関係機関対応状況の確認 【道路】 ・ 異常時巡回(継続) ・ 国道通行止め準備 【河川(砂防)】 ・ 火山や気象の情報収集 ・ 緊急調査(降灰調査) 以下、降灰調査結果により判断 ・ 北海道、自治体への事前説明 ・ 土砂災害緊急情報の通知	【防災体制】 ・ 警戒体制発令または非常体制発令 ・ 災害対策本部設置(非常体制発令時) ・ 関係機関対応状況の確認 【道路】 ・ 異常時巡回(継続) ・ 国道通行止め(通行に支障がある場合及び想定される場合) 【河川(砂防)】 ・ 火山や気象の情報収集 ・ 緊急調査(降灰調査) 以下、降灰調査結果により判断 ・ 北海道、自治体への事前説明 ・ 土砂災害緊急情報の通知	【防災体制】 ・ 非常体制発令 ・ 災害対策本部設置 ・ 関係機関対応状況の確認 【道路】 ・ 異常時巡回(継続) ・ 国道通行止め(通行に支障がある場合及び想定される場合) 【河川(砂防)】 ・ 火山や気象の情報収集 ・ 緊急調査(降灰調査) 以下、降灰調査結果により判断 ・ 北海道、自治体への事前説明 ・ 土砂災害緊急情報の通知	【防災体制】 ・ 非常体制の継続 ・ 災害対策本部の継続 ・ 関係機関対応状況の確認 【道路】 ・ 異常時巡回(継続) ・ 国道通行止め(通行に支障がある場合及び想定される場合) 【河川(砂防)】 ・ 火山や気象の情報収集 ・ 緊急調査(降灰調査) 以下、降灰調査結果により判断 ・ 北海道、自治体への事前説明 ・ 土砂災害緊急情報の通知
			【避難計画】 ・ 北海道の派遣要請により、ヘリコプター等による緊急空中輸送					
北海道森林管理局	根釧西部森林管理署 十勝東部森林管理署	【防災体制】 ・ 要請により登山口への規制標識設置	【防災体制】 ・ 要請により国有林林道の閉鎖及び規制標識設置	【防災体制】	【防災体制】	【防災体制】	【防災体制】	【防災体制】
			【避難計画】					

		噴火警報等 噴火警戒レベル	噴火予報 レベル1（活火山であることに留意）	火口周辺警報 レベル2（火口周辺規制）	火口周辺警報 レベル3（入山規制）			噴火警報 レベル4（高齢者等避難）	噴火警報 レベル5（避難）	噴火警報→火口周辺警報→噴火予報 レベル6→4→3→2→1		
		対策時期	—	山頂部の登山規制	登山規制等	小噴火への対応	3－4（中噴火の影響範囲規制）	阿寒湖温泉等の高齢者等避難	阿寒湖温泉等の避難	大噴火への対応 規制縮小・解除		
関係機関等 機関（部署）名												
消防	創路方面本部	【防災体制】 ・ — 【異常状況発現時】 ・ 異常現象の発見者への対応 市町村長へ通報	【防災体制】 ・ 創路方面災害警備連絡室の設置 【災害応急対策計画】 ・ 情報収集 ・ 関係機関との情報共有	【防災体制】 ・ 創路方面災害警備本部の設置 【災害応急対策計画】 ・ 登山者、阿寒湖温泉等への広報 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 登山者の避難誘導	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 登山者、阿寒湖温泉等への広報 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 登山者の避難誘導	【防災体制】 ・ 創路方面災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 登山者、阿寒湖温泉等への広報 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 積雪期には中噴火による融雪型泥流の危険区域からも避難	【防災体制】 ・ 創路方面災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 登山者、阿寒湖温泉等への広報 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 積雪期には中噴火による融雪型泥流の危険区域からも避難	【防災体制】 ・ 創路方面災害警備本部の設置 【災害応急対策計画】 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 阿寒湖温泉等の要配慮者避難誘導	【防災体制】 ・ 創路方面災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 阿寒湖温泉等の避難誘導	【防災体制】 ・ 創路方面災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 国道、道道等の交通規制 ・ 関係機関との情報共有 ・ 警戒活動		
	警察	創路警察署	【防災体制】 ・ — 【異常状況発現時】 ・ 異常現象の発見者への対応 市町村長へ通報	【防災体制】 ・ 警察署災害警備連絡室の設置 ・ 異常現象の発見者への対応 市町村長への対応 【災害応急対策計画】 ・ 登山口周辺における広報（山頂部の登山規制） ・ 登山者、観光施設等への広報	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の設置 【災害応急対策計画】 ・ 登山者、阿寒湖温泉等への広報 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 登山者の避難誘導	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 登山者、阿寒湖温泉等への広報 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 登山者の避難誘導	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 登山者、阿寒湖温泉等への広報 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 積雪期には中噴火による融雪型泥流の危険区域からも避難	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 阿寒湖温泉等の要配慮者避難誘導	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 阿寒湖温泉等の避難誘導	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 国道、道道等の交通規制 ・ 警戒活動		
	本別警察署	【防災体制】 ・ — 【異常状況発現時】 ・ 異常現象の発見者への対応 市町村長へ通報	【防災体制】 ・ 警察署災害警備連絡室の設置 ・ 異常現象の発見者への対応 市町村長への対応 【災害応急対策計画】 ・ 登山口周辺における広報（山頂部の登山規制） ・ 登山者、観光施設等への広報	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の設置 【災害応急対策計画】 ・ 登山者、観光施設等への広報 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 登山者の避難誘導 ・ 阿寒湖温泉の避難（3－2）	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 登山者、観光施設等への広報 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 登山者の避難誘導	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 登山者、観光施設等への広報 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 積雪期には中噴火による融雪型泥流の危険区域からも避難	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 登山者、観光施設等への広報 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 積雪期には中噴火による融雪型泥流の危険区域からも避難	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 要請により国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 積雪期には中噴火による要配慮者等の避難誘導	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 国道、道道等の交通規制 【避難計画】 ・ 積雪期には中噴火による融雪型泥流の危険区域からも避難	【防災体制】 ・ 警察署災害警備本部の継続 【災害応急対策計画】 ・ 国道、道道等の交通規制 ・ 警戒活動		
	創路市消防本部	【防災体制】 ・ — 【異常状況発現時】 ・ 情報収集、市町村長へ通報 ・ 異常現象の発見者への対応	【防災体制】 ・ 異常現象の発見者への対応 市町村長へ通報	【避難計画】 ・ 北海道への派遣要請により、ヘリコプター等による緊急空中輸送 【災害応急対策計画】 ・ 市町村からの要請があった場合、出動、協力	【防災体制】 ・ 第1非常配備体制 ・ 司令本部の設置	【防災体制】 ・ 第1非常配備体制 ・ 司令本部の継続	【防災体制】 ・ 第1非常配備体制 ・ 司令本部の継続	【防災体制】 ・ 第2非常配備体制 ・ 司令本部の継続	【防災体制】 ・ 第2非常配備体制 ・ 司令本部の継続	【防災体制】 ・ 第3非常配備体制 ・ 司令本部の継続		
消防	とから広域消防局	【防災体制】 ・ — 【異常状況発現時】 ・ 情報収集 ・ 異常現象の発見者への対応 市町村長へ通報	【防災体制】 ・ 異常現象の発見者への対応 市町村長へ通報 ・ 状況により警防本部の設置 ・ 第1非常配備 （市町村災害対策本部設置の可能性が大きい） 十勝管内の市町村が災害対策本部を置いた場合、警防本部を設置。 市町村の対応により警防本部の設置早まる場合あり。	【避難計画】 ・ 北海道への派遣要請により、ヘリコプター等による緊急空中輸送 【災害応急対策計画】 ・ 市町村からの要請があった場合、出動、協力	【防災体制】 ・ 登山者の避難誘導 ・ 警防本部の継続（設置）	【防災体制】 ・ 登山者の避難誘導、救助 ・ 登山者の避難誘導、救助	【防災体制】 ・ 登山者の避難誘導、救助 ・ 登山者の避難誘導、救助	【防災体制】 ・ 登山者の避難誘導、救助 ・ 警防本部の設置 ・ 第2非常配備体制 ・ 対象地域への広報活動及び避難誘導	【防災体制】 ・ 登山者の避難誘導、救助 ・ 対象地域への広報活動及び避難誘導	【防災体制】 ・ 登山者の避難誘導、救助 ・ 対象地域への広報活動及び避難誘導		
			【避難計画】 ・ 北海道の派遣要請により、ヘリコプター等による緊急空中輸送 【災害応急対策計画】 ・ 市町村からの要請があった場合、出動、協力					特別警報のタイミングで警防本部を設置 なお、十勝管内の市町村が災害対策本部を設置した場合や消防局長が必要と判断した場合は設置の時期が早まる場合あり。				
消防	第5旅団	【防災体制】 ・ 平素の態勢で情報収集 ・ 平素の態勢で情報収集 ・ 状況に応じリエゾンの派遣 ・ 災害派遣要請を受けた場合、要請の内容・規模に応じて第1種又は2種非常勤務態勢に移行	【防災体制】 ・ 平素の態勢で情報収集 ・ 状況に応じリエゾンの派遣 ・ 災害派遣要請を受けた場合、要請の内容・規模に応じて第1種又は2種非常勤務態勢に移行	【防災体制】 ・ 平素の態勢で情報収集 ・ 状況に応じリエゾンの派遣 ・ 災害派遣要請を受けた場合、要請の内容・規模に応じて第1種又は2種非常勤務態勢に移行	【防災体制】 ・ 平素の態勢で情報収集 ・ 状況に応じリエゾンの派遣 ・ 災害派遣要請を受けた場合、要請の内容・規模に応じて第1種又は2種非常勤務態勢に移行	【防災体制】 ・ 平素の態勢で情報収集 ・ 状況に応じリエゾンの派遣 ・ 災害派遣要請を受けた場合、要請の内容・規模に応じて第1種又は2種非常勤務態勢に移行	【防災体制】 ・ 平素の態勢で情報収集 ・ 状況に応じリエゾンの派遣 ・ 災害派遣要請を受けた場合、要請の内容・規模に応じて第1種又は2種非常勤務態勢に移行	【防災体制】 ・ 第1種非常配備態勢 ・ リエゾンの派遣 ・ 当時の被害状況を踏まえて第2種又は第3種へ移行	【防災体制】 ・ 第1種非常配備態勢 ・ リエゾンの派遣 ・ 当時の被害状況を踏まえて第2種又は第3種へ移行	【防災体制】 ・ 第1種非常配備態勢 ・ リエゾンの派遣 ・ 当時の被害状況を踏まえて第2種又は第3種へ移行		
	自衛隊	【防災体制】 ・ 平素の態勢において情報収集	【防災体制】 ・ 平素の態勢において情報収集 ・ 状況に応じリエゾンの派遣 ・ 災害派遣要請を受けた場合、要請の内容・規模に応じて第1種又は2種非常勤務態勢に移行	【避難計画】 ・ 北海道の災害派遣要請により、ヘリコプター等による緊急空中輸送 【災害応急対策計画】 ・ 自衛隊災害派遣要請計画に基づき要請があった場合、出動、協力（人命救助、救援物資の輸送、主要道路の復旧、医療・防疫・給水及び通信支援等）	【防災体制】 ・ 平素の態勢において情報収集又は状況により連絡員の派遣 【避難計画】 ・ 要請を受けた場合は体制移行し人命救助等を実施	【防災体制】 ・ 平素の態勢において情報収集又は状況により連絡員の派遣 【避難計画】 ・ 要請を受けた場合は体制移行し人命救助等を実施	【防災体制】 ・ 平素の態勢において情報収集又は状況により連絡員の派遣 【避難計画】 ・ 要請を受けた場合は体制移行し人命救助等を実施	【防災体制】 ・ 第2非常配備態勢 ・ 要請を受けた場合、避難誘導	【防災体制】 ・ 第2非常配備態勢 ・ 要請を受けた場合、避難誘導	【防災体制】 ・ 第3非常配備態勢 ・ 要請を受けた場合、避難誘導		
		第27普通科連隊	【防災体制】 ・ 平素の態勢において情報収集	【防災体制】 ・ 平素の態勢において情報収集 ・ 状況に応じリエゾンの派遣 ・ 災害派遣要請を受けた場合、要請の内容・規模に応じて第1種又は2種非常勤務態勢に移行	【避難計画】 ・ 北海道の派遣要請により、ヘリコプター等による緊急空中輸送 【災害応急対策計画】 ・ 市町村からの要請があった場合、出動、協力	【防災体制】 ・ 平素の態勢において情報収集又は状況により連絡員の派遣 【避難計画】 ・ 要請を受けた場合は体制移行し人命救助等を実施	【防災体制】 ・ 平素の態勢において情報収集又は状況により連絡員の派遣 【避難計画】 ・ 要請を受けた場合は体制移行し人命救助等を実施	【防災体制】 ・ 平素の態勢において情報収集又は状況により連絡員の派遣 【避難計画】 ・ 要請を受けた場合は体制移行し人命救助等を実施	【防災体制】 ・ 第2非常配備態勢 ・ 要請を受けた場合、避難誘導	【防災体制】 ・ 第2非常配備態勢 ・ 要請を受けた場合、避難誘導	【防災体制】 ・ 第3非常配備態勢 ・ 要請を受けた場合、避難誘導	
		阿寒観光協会 あしより観光協会	【対応】 ・ 創路市との情報共有 ・ 協会員への情報提供 ・ 観光客への周知 ・ 帰宅困難観光客への情報提供	【対応】 ・ 創路市との情報共有 ・ 協会員への情報提供 ・ 観光客への周知 ・ 帰宅困難観光客への情報提供	【対応】 ・ 創路市との情報共有 ・ 協会員への情報提供 ・ 観光客への周知 ・ 帰宅困難観光客への情報提供	【対応】 ・ 創路市との情報共有 ・ 協会員への情報提供 ・ 観光客への周知 ・ 帰宅困難観光客への情報提供	【対応】 ・ 創路市との情報共有 ・ 協会員への情報提供 ・ 観光客への周知 ・ 帰宅困難観光客への情報提供	【対応】 ・ 創路市との情報共有 ・ 協会員への情報提供 ・ 観光客への周知 ・ 帰宅困難観光客への情報提供	【対応】 ・ 創路市との情報共有 ・ 協会員への情報提供 ・ 観光客への周知 ・ 帰宅困難観光客への情報提供	【対応】 ・ 創路市との情報共有 ・ 協会員への情報提供 ・ 観光客への周知 ・ 帰宅困難観光客への情報提供	【対応】 ・ 創路市との情報共有 ・ 協会員への情報提供 ・ 観光客への周知 ・ 帰宅困難観光客への情報提供	

(8)

雌阿寒岳火山防災協議会規約

雌阿寒岳火山防災協議会運営要綱

雌阿寒岳火山防災協議会規約

(設置)

第1条 「雌阿寒岳火山防災協議会」(以下、「協議会」という。)は、「雌阿寒岳」について想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備等に関し必要な協議を行うため、活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、北海道及び美幌町、津別町、足寄町、釧路市、弟子屈町、鶴居村、白糠町によって設置する。

(所掌事務)

第2条 本協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 火山活動及び火山防災対策に係る情報共有に関する事
- (2) 火山噴火時等の避難計画に関する事
- (3) 火山活動の状況に応じた入山規制や避難の対象範囲に関する事
- (4) 大規模火山災害発生時の現地合同災害対策本部の設置に関する事
- (5) 火山噴火防災訓練の実施に関する事
- (6) 火山の防災意識の向上に係る啓発活動に関する事
- (7) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

- 2 協議会には会長を置く。
- 3 会長は、釧路市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会長が雌阿寒岳の噴火災害の発生によりその職務に当たることができない場合は、北海道が代理する。

第3条の2 別表1に掲げる学識経験者は、協議会の設置主体が協議の上、会長が委嘱する。

- 2 学識経験者の任期は最長2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会の各構成員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議は、過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会長の専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各構成員に報告しなければならない。

(コアグループ会議)

第6条 協議会には、協議会の所掌事務を円滑かつ効率的に行うためコアグループ会議を置くものとする。

- 2 コアグループ会議は、別表 2 に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 コアグループ会議には、座長を置く。
- 4 座長は、会長が指名する者とし、コアグループ会議の会務を総理する。
- 5 コアグループ会議には、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(運営会議)

第 7 条 協議会には、運営会議を置くものとする。

- 2 運営会議に関しては、会長が定めるものとする。

(経費の負担)

第 8 条 協議会の経費の負担については、協議会の設置者が協議の上、別に定める。

- 2 協議会の経費に係る出納事務の手続きは、別に会長が定める。

(会計年度)

第 9 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務は、釧路市において行う。

- 2 第 3 条第 6 項の規定により北海道が会長の職務を代理する場合は、北海道において協議会の事務を行う。

(雑則)

第 11 条 この規約に定めのない事項は、必要に応じ会長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、平成 28 年 3 月 25 日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 雌阿寒岳火山防災協議会構成員

学識経験者
札幌管区气象台 台長
網走地方气象台 台長
釧路地方气象台 台長
国土地理院北海道地方測量部 部長
北海道開発局網走開発建設部 部長
北海道開発局帯広開発建設部 部長
北海道開発局釧路開発建設部 部長
陸上自衛隊第5旅団 旅団長
北海道森林管理局網走南部森林管理署 署長
北海道森林管理局十勝東部森林管理署 署長
北海道森林管理局根釧西部森林管理署 署長
環境省釧路自然環境事務所 所長
総務省北海道総合通信局 防災対策推進室長
北海道 知事
北海道オホーツク総合振興局 局長
北海道十勝総合振興局 局長
北海道釧路総合振興局 局長
北海道警察 本部長
美幌警察署 署長
本別警察署 署長
釧路警察署 署長
弟子屈警察署 署長
美幌町 町長
津別町 町長

足寄町 町長
釧路市 市長
弟子屈町 町長
鶴居村 村長
白糠町 町長
美幌・津別広域事務組合 消防長
とかち広域消防局 消防局長
釧路市消防本部 消防長
釧路北部消防事務組合 消防長
(一社) 美幌医師会 会長
(一社) 十勝医師会 会長
(一社) 釧路市医師会 会長
北海道電力ネットワーク(株) 北見支店長
北海道電力ネットワーク(株) 道東統括支店長
北海道電力ネットワーク(株) 釧路支店長
東日本電信電話(株) 北海道事業部 災害対策室長
N T T 東日本-北海道 北海道東支店 支店長
北海道旅客鉄道(株) 釧路支社 支社長
N P O 法人あしよろ観光協会 理事長
N P O 法人阿寒観光協会まちづくり推進機構 理事長

別表 2 コアグループ会議構成員

学識経験者
札幌管区气象台 火山対策調整官
釧路地方气象台 防災管理官
国土地理院北海道地方測量部 防災情報管理官
北海道開発局帯広開発建設部 防災課長
北海道開発局帯広開発建設部 治水課長
北海道開発局釧路開発建設部 防災対策官
北海道開発局釧路開発建設部 治水課長
陸上自衛隊第5旅団 第27普通科連隊長
北海道森林管理局十勝東部森林管理署 総括事務管理官
北海道森林管理局根釧西部森林管理署 総括事務管理官
環境省釧路自然環境事務所 阿寒国立公園管理事務所国立公園調整官
総務省北海道総合通信局 防災対策推進室専門官
北海道十勝総合振興局地域創生部 地域政策課主幹（地域行政）兼危機対策室主幹（危機対策）
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部用地管理室 維持管理課長
北海道十勝総合振興局保健環境部保健行政室 企画総務課長
北海道釧路総合振興局地域創生部 危機対策室主幹（危機対策）
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室 維持管理課長
北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室 企画総務課長
北海道警察釧路方面本部 警備課長
本別警察署 警備係長
釧路警察署 警備課長
美幌町 危機対策課長
津別町 防災危機管理室長
足寄町 総務課長

釧路市 防災危機管理監
弟子屈町 総務課長
鶴居村 総務課長
白糠町 地域防災課長
とかち広域消防局 消防救助課長
釧路市消防本部 警防課長

雌阿寒岳火山防災協議会 運営要綱

(趣旨)

第1条 雌阿寒岳火山防災協議会（以下、「協議会」という）の運営について、協議会規約に定めるもののほか、この要綱により定めるところによる。

(運営会議)

第2条 運営会議は、別表1に掲げる者で構成する。

2 運営会議には、議長を置く。

3 議長は、協議会規約第10条に規定する協議会事務局の職員を充てるものとし、会長がこれを指名する。

(会議)

第3条 運営会議は、議長が招集する。

2 運営会議は、過半数の出席をもって成立する。

3 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会計監事)

第4条 協議会に会計監事を置く。

2 会計監事は、協議会の設置者である市町村の職員から選任する。

3 会計監事は、協議会の会計事務を監査する。

4 会計監事の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(所掌事務)

第5条 運営会議の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 協議会に参画する学識経験者の指定に関する事項

(2) 総会に附議すべき事項

(3) 協議会の予算及び決算に関する事項

(4) その他必要と認める事項

附則

この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表 1 運営会議構成員

北海道オホーツク総合振興局地域創生部 危機対策室主幹（危機対策）
北海道十勝総合振興局地域創生部 地域政策課主幹（地域行政）兼危機対策室主幹（危機対策）
北海道釧路総合振興局地域創生部 危機対策室主幹（危機対策）
美幌町 危機対策課長
津別町 防災危機管理室長
足寄町 総務課長
釧路市 防災危機管理監
弟子屈町 総務課長
鶴居村 総務課長
白糠町 地域防災課長

雌阿寒岳火山防災計画

沿革	平成 1 4 年 9 月	雌阿寒岳火山防災計画策定
	平成 1 9 年 2 月	修正
	平成 2 7 年 5 月	修正
	平成 2 8 年 5 月	修正
	平成 2 9 年 5 月	修正
	令和 元 年 5 月	修正
	令和 2 年 6 月	修正
	令和 3 年 6 月	修正
	令和 5 年 7 月	修正
	令和 6 年 7 月	修正

雌阿寒岳火山防災計画

令和 6 年 7 月 発行

編集・発行 雌阿寒岳火山防災協議会
